令和２年１０月１日

大阪港湾局

大阪港湾局発注工事・委託業務にかかる積算書（金入）の情報提供要領

大阪港湾局では、令和２年１０月１日より、積算書（金入）に関する情報公開請求者の

利便性向上を図るため、大阪府情報公開条例における行政文書公開請求手続きによらず、

所定の申請方法により、積算書（金入）のホームページ公表による情報提供を実施します。

１．対象案件

大阪港湾局が発注する建設工事、建設コンサルタント業務、及び委託役務（樹木管理に限る）にかかる入札時の積算書（金入）で、契約済のものを対象とします（入札によらない随意契約案件は対象外）。

なお、対象案件以外の積算書（金入）については、従来どおり行政文書公開請求手続きにより対応するものとします。

２．公表時期

①契約締結後から完成後３年までの期間

積算書（金入）のうち、一式レベル（新土木工事積算体系に基づく積算書はレベル３（種別））までの積算内訳書のみを公表します。

②完成後３年を経過した日から、10年を経過するまでの期間積算書（金入）全てを公表します。

※公表できない単価情報等が含まれる場合は、当該部分をマスキング加工する場合があります。

３．情報提供申請方法

対象案件の積算書（金入）については従来のように行政文書公開請求による対応は行いませんので、情報提供を希望される場合は、都市整備部ホームページ内にある「積算書（金入）情報提供申請フォーム」に必要事項を入力して申請して下さい。一度に申請できるのは同一事務所発注の案件とし、10件以内とします。なお、既にホームページに積算書（金入）が公表済の案件は、申請対象外となります。

申請を受け付けた際は、申請日から２週間以内に都市整備部ホームページ上に原則としてPDFデータで積算書（金入）を公表します。原則、公表後の連絡は行いません。なお、申請日から公表まで２週間を超える可能性がある場合は、申請者に連絡し、公表時期について協議するものとします（連絡が困難な場合は、対応できかねます）。